

平成27年7月23日

回答書

株式会社
代表取締役

〒163-0224東京都新宿区西新宿2-6-1

新宿住友ビル24階

TEL : 03-5909-0566 FAX : 03-5909-0569

「2015年7月8日付申入れ兼要請」について、下記のとおり、回答致します。

1. 弊社が運営するプロバイダサービスの「2年割」及び「3年割」の契約更新月以外での契約解除料について

弊社では、契約解除料を平成27年10月1日以降、下記のとおり、改訂する予定です。

(1) 2年割プランの契約解除料

現行：15,000円

改訂後：9,500円

【基本情報】

月額基本料：950円

オプションサービスを含む平均顧客単価：1500円

平均解約月数：12ヶ月

(2) 3年割プランの契約解除料

現行：20,000円

改訂後：9,500円

【基本情報】

月額基本料：650円

オプションサービスを含む平均顧客単価：1200円

平均解約月数：18ヶ月

2. 弊社と消費者とのプロバイダサービス契約について、初期解除ルールを設けることについて

平成27年5月15日、電気通信事業法等の一部を改正する法律の成立により、電気通信サービス業においても、利用者とのプロバイダサービス契約について、「書面の交付及び初期契約解除制度の導入」が定められました。

弊社では、上記法律を遵守し、利用者とのプロバイダサービス契約について、「書面の交付及び初期契約解除制度の導入」を平成27年10月1日頃までに、実施する予定です。

弊社における事務手続き及び代理店への告知等の為、上記実施には、準備期間が必要となることをご了承下さい。

なお、弊社における、上記実施日以前に、上記法律が施行された場合、施行の日に遡り、「書面の交付及び初期契約解除制度の導入」に対応致します。

以上